

## 平成23年度事業計画

一般社団法人外国映画輸入配給協会が、平成23年4月1日より同24年3月31日迄の間に行う予定の主要事業は下記の通りである。

当協会は、一般社団法人映画産業団体連合会傘下にあり邦人系外国映画輸入配給業者を代表する国内唯一の公的機関として、本年も外国映画の普及、発展に寄与すべく事業活動にあたっていく。

また一般社団法人日本映画製作者連盟、全国興行生活衛生同業組合連合会、モーション・ピクチャー・アソシエーション(MPA)、社団法人日本映像ソフト協会、日本国際映画著作権協会等の映画関連諸団体と密接な連携を踏り、映画産業全体の発展に寄与していく。

### (1) 外国映画に関する調査、研究、統計資料の作成、収集並びにその公表等の広報活動に関する事業

各年度に配給公開された輸入外国映画の年度別統計一覧資料を作成し、ウェブサイト（日本語・英語）上で広く公表を行っていく。

#### 1) 年間外国映画統計資料

平成元年より各年度に配給公開された輸入外国映画作品について『外画概況』(国別・会社別)を作成。国内の輸入映画産業における基礎的な統計データを調査・集計し、当会の公式ウェブサイト（日本語・英語）並びに各メディアを通じて公表。日本国内をはじめ海外からの要請並びに問い合わせにも対応し、広報活動に努める。外国映画の年間興行成績の調査に関しても配給会社各社から直接の聞き取り調査をこころがけ、年間興行収入ベストテンに関しては公表し、メディア他の調査に協力する。

### (2) 外国映画文化、芸術の振興及び外国映画輸入配給産業の発展に寄与した団体、法人、人物の表彰、顕彰に関する事業

年間を通じて輸入外国映画の振興及び発展に貢献したと厳格な審査により認められた団体、法人、人物に対して各賞を授与し、メディアを通じて公表する。

### 1) 優秀外国映画輸入配給賞

この賞は、年間を通じて作品的に優秀でなおかつ新分野を開拓し、映画界の発展に大きく寄与すると認められた外国映画を我が国に輸入公開した配給会社を表彰している。評論家及び各メディアから選ばれた審査員12名が厳正な選考の上、経済産業大臣賞を初め各賞を授与しているもので、平成24年には50回目を迎える。

### 2) 筑紫賞

「映画館に行こう！」実行委員会の要請で、広く映画を普及させ、日本語の感性を向上させようとジャーナリスト故筑紫哲也氏の提唱により平成16年より制定された賞で、すぐれた日本語映画タイトルに本賞を授与している。

## (3) 国民に対する輸入外国映画の社会的有用性の啓発のための宣伝、普及促進、保存及び特殊上映に関する事業

広く国民を対象に輸入外国映画の持つ文化的・芸術的価値及び社会的価値について周知広報活動し、「さまざまな人に映画を届ける」を目標に特殊上映に関する活動を行う。

### 1) トーキョーシネマショー

本協会、モーション・ピクチャー・アソシエーション(MPA)、一般社団法人日本映画製作者連盟、全国興行生活衛生同業連合会とともに、本年も16回目を実施する予定。1年間に配給される新作映画の情報を、各社宣伝担当によるプレゼンテーションやトークショー、試写会を通じて、一般の方々や劇場関係者、テレビをはじめとするメディアに対して発信し、映画観客の増大と日本の映画産業の発展に大きく貢献することを目的とする。

### 2) 「映画館に行こう！」実行委員会活動

本協会、全国興行生活衛生同業組合連合会、一般社団法人映画製作者連盟及びモーションピクチャーアソシエーション(MPA)の映画関係4団体が、一般の人々を対象に、映画館で映画を見てもらう機会を増やすと、「映画館に行こう！」キャンペーンとして「夫婦50割引」「高校生友情プラス」等の入場割引サービス等を行ってきた。同実行委員会としては、新たなるキャンペーンを行い、より多くの国民が映画に触れる機会を増やすため、鋭意観客の動向調査を行う。さらに全国上映劇場の上映時間のデータベース化を行い、インターネット及び携帯電話での上映時間検索システ

ムを発足させていく他、Y a h o o !連携により新たに予告編サイトを立ち上げ、観客の利便性を向上させる。

### 3) 優秀外国映画の保存

東京国立近代美術館フィルムセンターと協力し、会員各社が優秀外国映画を国民の文化財産としてフィルムセンターに寄贈する努力を行う。

### 4) 副音声付等特殊上映

「さまざまな人に映画を届ける」を目標に、視覚・聴覚に障害のある方々、あるいは高齢者の方々に配慮した環境の中で映画作品を上映する機会を設ける活動を続ける他、シンポジウム等を通じて必要性を訴える催しを後援をしていく

## (4) 外国映画文化の振興並びに外国映画輸入配給事業の発展及び最新映画技術研究に寄与するセミナー・シンポジウム・交流会の開催に関する事業

アメリカを初めとする諸外国並びに国内の最新映画情報及び映像技術革新に対する研修会等を通じて、映画関係者のみならず広く一般の方々と情報共有を図り、国内の映画産業に資する事業。

### 1) 映画産業交流会

年1回モーション・ピクチャー・アソシエーション(M P A)の協力を得て、日本の映画産業を支える配給・興行・製作関係者の参加により、外国映画輸入配給事業の健全な発達を及び、日本映画産業と海外の映画産業の交流を図り、我が国経済の発展と文化の向上に寄与することを目的として開催する。

### 2) 映画技術革新セミナー

近年の映像デジタル化による技術革新情報の最新情報を共有すべくセミナーの開催、技術研究会などを行っていく。

### 3) 外国映画通関連絡協議会研修会

当協会に事務局を置き、輸入通関業務及び映画技術の研究を行っている「外国映画通関連絡協議会」は毎年最新映像技術に関する研修会を開催しており、この研修会を通して映画関係者のみならず広く一般の方々に情報を提供する。

#### 4) 外画宣伝部長会

当協会に事務局を置き、当協会会員、映画製作者連盟加盟社およびモーション・ピクチャー・アソシエーション(M P A)加盟の各社宣伝部長が、映画宣伝にいて直面する諸問題、緊急課題の検討、連絡、情報交換を通じて各社の宣伝業務が円滑かつ健全に行われるよう会議を開催しているほかトーキョーシネマショー、優秀外国映画輸入配給賞など広く一般へのイベントを共催する。

### (5) 映画事業の振興推進を目的とした各種映画祭への協力、後援及び開催に関する事業

映画事業の振興推進を目的とした各種映画祭への後援、開催への協力を行う。

#### 1) 各種映画祭

これまで東京国際映画祭を初め、京都映画祭、神戸100年映画祭、大阪ヨーロッパ映画祭、大阪アジア映画祭、沖縄映画祭、山形ドキュメンタリ映画祭、あいち女性映画祭、日本アカデミー賞、毎日映画コンクール、ブルーリボン賞等各種映画祭に対する後援及び実行協力を行っている。また「映画の日」など映画各団体が実行する催事に対する協力を行う。

また輸入外国映画を広く我が國の国民に紹介すべく、EU映画祭、イタリア映画祭、ブルガリア映画祭、フランス映画祭、シネマアフリカ等への協力を行う。

### (6) 輸入外国映画の国際取引に係る紛争解決の斡旋及び知的財産保護に関する事業

映画産業の多様化とIT化に伴う、劇場用長編外国映画の著作権侵害に対する諸対策を講じる。

#### 1) 映画盗撮防止対策

本年も映画館での映画盗撮による映像が、インターネットに違法流通し、また海賊版DVDとして違法販売され、映画文化、芸術に対して被害を及ぼしていることに鑑み、映画盗撮防止に対する法律（平成19年法律第65号）第三条に規定されている映画産業関係事業者による映画盗撮防止措置について関係各団体と協議し、連携を取って映画盗撮防止対策を推進していく。

2) 会員各社並びに非会員輸入配給業者からの、国際取引、著作権問題に関する諸問題の相談、聞き取り対策会員各社からの問題提議に沿い、協会は顧問弁護士、顧問会計事務所等との相談を通じ、外国映画関係法規等の収集に努め、速やかな問題解決に努める。

(7) 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

1) 50周年記念事業

昭和37年1962年社団法人として発足した当協会は、平成24年（2012）50周年を迎えることから、会員各社から選抜されたメンバーによる「50周年実行委員会」を編成。平成24年を目途に、戦後外国映画が我が国にもたらした社会的有用性を振り返る事業を展開し、広く国民に外国映画の魅力を訴え日本の映画産業発展に資するため準備を行っていく。